

PCB 含有電気工作物等の適正管理等に関する 標準実施要領の一部改正



経済産業省は、新たに使用中の微量ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)含有電気機器の洗浄を行える手順書(微量 PCB 含有電気機器課電洗浄実施手順書(脱塩素化分解・洗浄法))が追加されることを受け、「PCB を含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領」を一部改正することとし、意見の公募を行いました。

意見公募の対象

「PCB を含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領」の一部改正について

改正内容

- ・含有電気工作物等の届出事項に変更があった場合の変更届出の手続きに脱塩素化分解・洗浄手順書を追加する。
- ・含有電気工作物等を廃止した場合の廃止届出の手続きに脱塩素化分解・洗浄手順書を追加する。
- ・課電自然循環洗浄手順書の名称を変更する。

意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

2024年6月17日(月)～2024年7月16日(火) 必着

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 [2024年6月17日付 電子政府の総合窓口](#)

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000275596>)を引用して作成

環境リスク分析箇所 相沢和人

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからご覧いただけます。

特定建築物における水質検査:<https://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>